

郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等

平成7年1月6日  
郡山市告示第131号

改正	平成8年12月18日	告示第135号
改正	平成10年12月8日	告示第157号
改正	平成12年3月29日	告示第253号
改正	平成12年11月9日	告示第160号
改正	平成14年10月28日	告示第173号
改正	平成16年9月3日	告示第160号
改正	平成17年9月6日	告示第175号
改正	平成18年9月1日	告示第141号
改正	平成19年9月3日	告示第137号
改正	平成20年9月8日	告示第166号
改正	平成21年5月29日	告示第81号
改正	平成21年11月2日	告示第231号
改正	平成22年4月30日	告示第53号
改正	平成22年9月3日	告示第193号
改正	平成23年5月24日	告示第75号
改正	平成23年11月11日	告示第259号
改正	平成24年5月16日	告示第102号
改正	平成24年9月28日	告示第266号
改正	平成26年9月12日	告示第350号
改正	平成28年9月15日	告示第312号
改正	平成30年9月7日	告示第317号
改正	令和2年8月31日	告示第282号

郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)第36条の規定により、郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

(指名競争入札に参加することができない者)

第1 次の各項のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、指名競争入札に参加することができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しない者
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事(測量並びに工事の設計及び工事に関する調査(以下「測量等」という。)を含む。以下同じ。)、製造その他の役務を粗雑にした者、物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な履行をした者
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - (7) 前1号から6号までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
  - 4 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
  - 5 指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に関する申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年を経過していない者
  - 6 役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
  - 7 工事(測量等を除く。)の請負契約にあっては、審査基準日(必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の直前の営業年度の終了日の直前1年(以下「審査対象年」という。)に係る経営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による総合評定値通知書において工事種別年間平均完成工事高のない者
  - 8 工事(測量等を除く。)の請負契約にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者(従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外される場合を除く。)
  - 9 測量等並びに工事に係る製造の請負及び建設資材の販売(以下「製造・販売」という。)又は物品調達(工事に係る建設資材の販売を除く。以下同じ。)若しくは建築物等維持管理業務委託の契約にあっては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者
  - 10 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者
  - 11 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てを行い再生手続き開始が決定した後に再生計画の認可が決定していない者(工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続き開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者を含む。)及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てを行い更生手続き開始が決定した後に更生計画の認可が決定していない者(工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続き開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者を含む。)

(指名競争入札に参加するための共同企業体の要件)

第2 共同企業体として工事(測量等を除く。)の請負契約に係る指名競争入札に参加するためには、共同企業体の構成員の全てが次の各項に掲げる要件のいずれをも満たす者でなければならない。

- 1 第1第1項から第6項までのいずれにも該当しないこと。
- 2 共同企業体に参加申込みをする工事と同一種別の工事に関し、審査対象年に係る経営事項

審査による総合評定値通知書において工事種別年間平均完成工事高があり、申請書等を第5に定める提出期限までに提出していること。

(資格及びその有効期間)

第3 資格は、申請書等により審査の上、市長が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号により定めるところによる。ただし、特別な事情により市長が特に認めた者が、当該申請書等を提出し、市長の審査を受け、資格の認定を受けた場合においてはこの限りではない。

(1) 西暦における偶数年(以下「偶数年」という。)の7月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から当該審査基準日の属する年の翌々年の3月31日まで

(2) 西暦における奇数年(以下「奇数年」という。)の1月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の9月1日から当該審査基準日の属する年の翌々年の3月31日まで

(3) 奇数年の7月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から当該審査基準日の属する年の翌々年の3月31日まで

(申請書等の提出)

第4 資格の審査を受けようとする者は、次の各項に定めるところに従い、申請書等を市長に提出しなければならない。

1 工事(測量等を除く。)の請負契約に係る申請書等

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書(第1号様式(その1))

(2) 入札参加資格審査申請総括表(建設工事に用)

(3) 審査対象年に係る総合評定値通知書(民事再生法に基づく再生計画の認可が決定している者又は会社更生法に基づく更生計画の認可が決定している者(以下「再生又は更生決定者」という。))については、審査対象年に係り、かつ再生又は更生手続の開始申立て日以降の日を審査基準日とした経営事項審査による総合評定値通知書)の写し

(4) 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し

(5) 市内に本店を有するものにあつては、外注費計算表(第2号様式)

(6) 市外に本店を有するものにあつては、技術者経歴書(第3号様式)

(7) 中小企業団体にあつては、中小企業団体構成員名簿又はその写し

(8) 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書(以下「登記事項証明書等」という。)又はその写し

(9) 委任状(第4号様式(営業所に見積り、入札、契約、契約の履行、代金の請求及び受領等の権限を定め、あらかじめ委任している場合に限る。以下同じ。))

(10) 次に掲げる証明書又はその写し(以下「納税証明書又はその写し」という。)

ア 次に掲げる国の税目について未納がないことの証明書又はその写し

(ア) 法人税

(イ) 申告所得税及び復興特別所得税

(ウ) 消費税及び地方消費税

イ 市内に本店を有する者及び市内に支店等を有する者にあつては、第3に掲げる審査

基準日を基準として、直近2年分の次に掲げる税に係る納付の証明書又はその写し

- (ア) 法人市民税又は個人市民税
- (イ) 固定資産税及び都市計画税（納税義務のある者に限る。）
- (ウ) 軽自動車税（納税義務のある者に限る。）
- (エ) 国民健康保険税（納税義務のある者に限る。）

ウ 市外に本店を有する者及び市外に支店等（委任先）を有する者にあつては、第3に掲げる審査基準日を基準として、直近1年分の法人区市町村民税又は個人区市町村民税に係る納付の証明書又はその写し

- (11) 市内に本店を有するものにあつては、主観的事項に係る申請書（第5号様式）及び同様式において提出が求められている主観的事項に係る申告調書（第6号様式）並びに添付書類（添付書類の提出が求められている場合に限る。）
- (12) 入札参加資格審査申請に係る申告調書（第7号様式）
- (13) 共同企業体にあつては、建設共同企業体協定書の写し、各構成員の建設工事入札参加資格審査申請書の写し及び上記(3)から(11)までに掲げる書類の写し
- (14) 第1第8項に該当しないことを申告する必要があるものにあつては、社会保険加入状況に係る申告調書（第1号様式(その2)）

## 2 測量等又は製造・販売に係る申請書等

- (1) 測量等又は製造・販売入札参加資格審査申請書（第8号様式）
- (2) 入札参加資格審査申請総括表(測量等又は製造・販売用)
- (3) 営業に関する登録を受けている者にあつては、その登録証明書の写し。ただし、当該登録を受けていない者にあつては、登記事項証明書等又はその写し
- (4) 測量等又は製造・販売の取扱高調書（第9号様式）
- (5) 測量等業務経歴書（第10号様式）
- (6) 測量等技術者経歴書(第11号様式)
- (7) 測量等技術者資格一覧表(第12号様式)
- (8) 中小企業団体にあつては、中小企業団体構成員名簿又はその写し
- (9) 登記事項証明書等又はその写し（(3)で提出している場合には不要）
- (10) 委任状（第4号様式）
- (11) 審査基準日の直前2年の各営業年度の財務諸表（以下「財務諸表」という。）（再生又は更生決定者については、再生又は更生の手続き開始の申立書に記載された財産の状態を反映した財務諸表を含む。）
- (12) 納税証明書又はその写し
- (13) 入札参加資格審査申請に係る申告調書（第7号様式）

## 3 物品調達契約に係る申請書等

- (1) 物品調達入札参加資格審査申請書（第13号様式(その1)から(その5)まで）
- (2) 個人にあつては会社等の沿革調書（第14号様式）
- (3) 中小企業団体にあつては、中小企業団体構成員名簿又はその写し

- (4) 登記事項証明書等又はその写し
- (5) 印鑑証明書若しくは印鑑登録証明書（以下「印鑑証明書等」という。）又はその写し
- (6) 使用印鑑届（第15号様式）
- (7) 委任状（第4号様式）
- (8) 財務諸表
- (9) 納税証明書又はその写し
- (10) 入札参加資格審査申請に係る申告調書（第7号様式）
- (11) 営業に関する許可、認可、登録等の証明書の写し

#### 4 建築物等維持管理業務委託の契約に係る申請書等

- (1) 建築物等維持管理業務委託契約入札参加資格審査申請書（第16号様式（その1-1））から（その3）まで
- (2) 登記事項証明書等又はその写し
- (3) 中小企業団体にあつては、中小企業団体構成員名簿又はその写し
- (4) 業務内容書（第17号様式）
- (5) 財務諸表
- (6) 印鑑証明書等又はその写し
- (7) 使用印鑑届（第15号様式）
- (8) 委任状（第4号様式）
- (9) 納税証明書又はその写し
- (10) 入札参加資格審査申請に係る申告調書（第7号様式）

#### 5 その他

- (1) 建設工事業種の申請登録数については7業種以内とする。
  - (2) 物品調達等の申請登録数については4業種以内とする。
- （申請書の提出時期）

第5 申請書等の提出時期は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めた場合においてはこの限りではない。

- (1) 偶数年において、7月1日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の10月から11月までのうち、概ね20日以上
- (2) 奇数年において、1月1日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の7月の概ね10日以上
- (3) 奇数年において、7月1日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の翌年の1月の概ね10日以上

（資格認定の取消し）

第6 市長は、資格の認定を受けた者が第1第1項から第6項までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことができる。

（工事の請負契約に係る資格の審査及び格付け）

第7 市長は、工事（測量等を除く。）の請負契約に係る資格について、偶数年については7月1日、

奇数年については1月1日又は7月1日を審査基準日（第2項第9号に掲げる事項にあつては申請日）を審査基準日として次の各項に掲げる事項を別に定める方法により審査し、指名競争入札に付そうとする工事の金額に応じ定めたS、A、B、C及びDの5区分（この区分により難しい場合においては、必要に応じこの区分を増減し、又はこの区分を設けないことができる。）に格付けるものとする。ただし、市長は、区分を設けない場合における資格の審査にあたっては、第2項に規定する主観的事項の審査を省略することができる。

## 1 客観的事項

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号）により定められた項目（第4第1項第2号に規定する総合評定値通知書による）

## 2 主観的事項

- (1) 工事成績
- (2) 工事施工の状況
- (3) 優良工事の有無
- (4) 建設業法に基づく処分の有無
- (5) 第6の規定に基づく資格の認定の取消しの有無
- (6) 郡山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成元年6月6日制定）に定める指名競争入札における指名回避の有無
- (7) 除雪委託契約締結の有無
- (8) 指名停止の有無
- (9) 刑務所出所者等協力雇用主としての登録の有無
- (10) 福島県次世代育成支援企業認証の有無
- (11) 障がい者雇用の状況
- (12) 災害協定締結の有無
- (13) 福島議定書事業の認定等の有無
- (14) 新技術開発等の状況
- (15) 消防団員登録の状況
- (16) 新卒者採用の状況
- (17) 建設キャリアアップシステム（CCUS）運用実績の有無
- (18) 郡山市公契約条例に基づく措置の有無
- (19) BIM/CIMモデルを活用した工事の施工実績の有無
- (20) アイラブロード事業の活動実績の有無

（測量等又は製造・販売契約に係る資格の審査）

第8 市長は、測量等又は製造・販売契約に係る資格について、偶数年については7月1日、奇数年については1月1日又は7月1日を審査基準日として次の各項に掲げる事項について審査するものとする。

- 1 審査基準日の直前2年の各営業年度における取扱高の年間平均取扱高
- 2 審査基準日の前日における測量等又は製造に従事する職員の数
- 3 業務の経歴

4 資本金額

5 審査基準日の前日までの測量等又は製造の営業年数

(物品調達の契約に係る資格の審査)

第9 市長は、物品調達に契約に係る資格について、偶数年については7月1日、奇数年については1月1日又は7月1日を審査基準日として次の各項に掲げる事項について審査するものとする。

1 審査基準日の直前2年の営業年度における入札に参加しようとする営業種目の年間平均取扱高

2 経営規模

(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額

(2) 審査基準日の前日における営業に従事する常勤の職員の数

(3) 直前決算における営業用設備等の額

3 経営状況

(1) 直前決算における流動比率

(2) その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項

4 審査基準日の前日までの当該業種の営業年数

(建築物等維持管理業務委託に係る資格の審査)

第10 市長は、建築物等維持管理業務委託の契約に係る資格について、偶数年については7月1日、奇数年については1月1日又は7月1日を審査基準日として次の各項に掲げる事項について審査するものとする。

1 審査基準日の直前2年の各営業年度における入札に参加しようとする業種の年間平均取扱高

2 経営規模

(1) 直前決算における自己資本額

(2) 審査基準日の前日における営業に従事する従業員の数

(3) 直前決算における営業用機械、器具及び設備等の額

3 経営状況

(1) 直前決算における流動比率

(2) その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項

4 審査基準日の前日までの営業年数

附 則

この告示は、令和2年8月31日から施行する。